

標 題：

バルクキャリアの検査強化規則の
先取り適用について

NKテクニカル インフォメーション

No. : 203

Date : 平成 8年12月25日

関係船主、造船所 各位

バルクキャリアの検査強化の一環として、IACSの統一規則が改正され、添付の要求事項が新たに規定されました。これらは順次鋼船規則に取り入れる予定ですが、IACSで合意された統一規則発効日が1997年 1月 1日であるため、鋼船規則の改正が行われるまで、添付要求事項を先取り適用することとし、1997年 1月 1日以降定期的検査の申込みのあった船に対し適用することと致しましたので、改正の趣旨をご理解の上、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

なお、本件についてのご意見、ご質問がございましたら下記宛お知らせ下さい。

検査技術部直通電話:03-5226-2027, 直通FAX:03-5226-2029

以上

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 千102

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。
疑問についてはいつでもご相談下さい。

(添付)

1. バルクキャリアの貨物区画の防食

- 1. 就航中のバルクキャリアにおいては、貨物倉内の塗装の状態が良好と判断される場合、精密検査及び板厚計測の範囲を斟酌することができる。

2. バルクキャリアの貨物倉内の損傷及び衰耗に関する早急及び完全な修理

- 1. 船側肋骨及びブラケット、船側外板、甲板構造、クロスデッキ、水密隔壁、ハッチカバー、ハッチコーミング等船舶の耐航性に影響を与える部材に損傷または許容限度を超える衰耗がある場合、早急にかつ完全に修理させる。

「早急に」とは、損傷及び衰耗を発見した検査において修理を完成させることをいう。

「完全に」とは、全ての項目で検査員が満足できる本修理が行われることをいう。

- 2. 十分な修理設備がすぐに準備できない場所においては、船舶を他に寄港させず直接修理地まで航行することを許可することができる。この際貨物の揚げ荷や修理地までの航行に必要な仮修理を要求することができる。
- 3. -1で規定される部材に損傷や著しい腐食が有る場合でも検査員が船舶の構造要件及び水密要件に直ぐに影響を与えるものではないと判断した場合、仮修理を行った上で本修理を指定することができる。